

第 7 2 回小金井市市民参加推進会議

日 時 令和 7 年 4 月 3 0 日（水）午後 6 時 0 1 分～午後 6 時 5 6 分

場 所 小金井市役所本庁舎 3 階第 1 会議室

出席委員 1 1 人

委員長 繁 田 進 委員

副委員長 金 尾 悠 香 委員

委 員 安 島 裕 大 委員 橋 田 壤 志 委員

百 瀬 海 委員 山 下 佳 穂 委員

山 田 由加里 委員 小早川 良 信 委員

田 中 肇 委員 梅 原 啓太郎 委員

鈴 木 功 委員

欠席委員 1 人

佐 藤 康 博 委員

事務局職員

企画政策課長 廣 田 豊 之

企画政策課係長 前 坂 悟 史

企画政策課主任 兼 堀 義 信

傍 聴 者 0 人

（午後 6 時 0 1 分開会）

◎事務局 ただいまから、第 7 2 回小金井市市民参加推進会議を開催いたします。

事務局を務めます、企画政策課長をしています廣田と申します。委員長が選任されるまでの間、司会進行を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

会議に先立ちまして、配付資料の確認をさせていただきます。たくさんございますが、右上に資料と書かれているものが資料 1 から資料 9 までございます。また、参考資料としまして、青い冊子の小金井市市民参加条例の手引と委嘱状もお手元にあるかと思います。現時点で不足のある方はいらっしゃいますでしょうか。途中でないことが分かった場合、お声かけいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

定足数につきましては、本日、佐藤委員がまだ出席されていませんが、市民参加条例施行規則第 2 4 条に、半数をもって成立するということになってございますので、本推進会議は成立

していることを御報告申し上げます。

続きまして、委員改選後の初めての会議となりますので、まず事務局の担当職員を紹介させていただきます。

まず私が企画政策課長の廣田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、企画政策課係長の前坂でございます。

◎事務局 前坂と申します。よろしくお願いいたします。

◎事務局 続きまして、企画政策課企画政策係主任の兼堀でございます。

◎事務局 兼堀でございます。よろしくお願いいたします。

◎事務局 このメンバーで進めさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

◎事務局 それでは、お手元の次第に沿って進めていきたいと思います。次第1の委嘱状の交付でございます。既にこちらはお手元の机の上に置かせていただきましたので、委嘱状を御覧いただければと思います。

委嘱状にございますとおり、令和7年4月30日付けで委員となっていていただきまして、任期につきましては2年間、令和9年4月29日までとなっております。会議につきましては、おおむね1年間に4回、計8回の会議を開催する予定でございます。長期にわたりますが、よろしくお願いいたします。

本日は市長も出席させていただいております。市長から一言御挨拶いただければと思います。よろしくお願いいたします。

◎白井市長 皆さん、こんばんは。市長の白井でございます。本日は市民参加推進会議に御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

この市民参加推進会議というのは、市民参加条例に規定されているものでありまして、市民参加条例とは、市政の担い手である市民の皆さんの意思を市政に反映し、市民主体の市民本位の市政運営を円滑に進めていくために設けているものでございます。この市民参加推進会議では、市民参加条例に基づいた運用が適切にされているかどうかという、そのようなチェックとともに、参加と協働というのを小金井市としては重んじて進めていきたいと考えておりますので、市民参加、そして市民協働、これらについて皆さんから御審議をいただくものであります。

私も、今から十数年前になりますが、第4期市民参加推進会議の市民公募委員でしたけれども、一市民の立場で、市民参加について当時思ったことを審議の中でいろいろと御意見を申し添えていたところです。当時はあまり市政のことがよく分かっていなかったもので、議事録を読むと恥ずかしいことを結構発言しておりました。

行政は、市民の皆さんから集めさせていただいた税金を原資として、様々な事業、施策を執り行っております。人口減少、そして超高齢社会を迎える中で、またこの先を見据えていくと、より市民の皆さんのニーズ、困り事は多様化していき、やるべきことはたくさん増えています。

小金井はまだ人口は微増傾向ではありますが、今後人口減少に転じていくことも想定されておりますし、何より若い担い手がなくなることで、労働力不足によって、税収減ということも、想定はされているところであります。

ふだんから市政をよりよく運営するためには、主役である市民の皆さんの声をいかに市政に反映するかということではあるのですが、あわせて今後の時代を見据えたときに、より多くの方々が市政に興味、関心を持っていただいて、皆さんの知見をしっかりと市政に活かす、このような仕組み作りをさらに整えていく必要があると思っております。

様々な課題はございますが、そのような観点からも、小金井市としては、市民参加をより一層適切に進めていきたいと思っておりますので、皆さんの知見をぜひ活かしていただいて、または、一市民としての立場でふだんから感じていることも含めて、小金井市の市民参加と協働をより一層よいものにしていくために、お力添えを賜ればと思います。どうぞ任期の２年間、お力添えのほどよろしくお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

◎事務局　続きまして、委員の皆様簡単に自己紹介をお願いしたいと思います。それでは、資料１として委員名簿を配付してございますので、安島委員から名簿順に、お一人ずつの自己紹介、本審議会に対する思い、市長からも今期の委員の方に対する思いもお話しさせていただいたところでございますので、そちらに関しての感想などでも構いませんので、一言いただければと思います。

それでは、安島委員よりお願いいたします。

◎安島委員　安島と申します。よろしくお願い致します。市長のすばらしいスピーチの後ですごく緊張していますが、私はふだん新小金井駅の周辺で商店街の空き家を活用したコミュニティスペース作りなどをやっております。今年の春に大学を卒業しまして、今年の夏ぐらいにはほかの事業でも起業しようと思っており、現在は準備しているところです。

大学でもまちづくりを学んでいまして、市民参加よりもどちらかと言いますと、市民が主体となって動いていく形のまちづくりを研究しておりましたので、その辺りの知見なども皆さんと交わしていけたらと思っております。よろしくお願い致します。

◎事務局　ありがとうございます。

では、橋田委員、お願いします。

◎橋田委員　橋田です。よろしくお願い致します。私は３期目ということで、委員として長くなっていますが、そんなに長くやっていたかというような感想です。小金井市に住んで７年、８年ぐらいになりますが、非常に住み心地の良い市と思っております。市に自分が関わるといえるか、自分事として捉える最初のきっかけとして、この市民参加推進会議があると思っております。皆さんと一緒に市の良さを住んでいる方に伝えられるような会議にしていけたらと思います。よろしくお願い致します。

◎事務局　ありがとうございます。百瀬委員、お願いします。

◎百瀬委員 百瀬海と言います。私は現在大学生で、法学部で勉強しております。部活でラグビー部をやっているのですが、がたいがいいかもしれません。市政のことはあまり詳しくないですが、恐らく一番若いと思いますので、若者としての意見を言えたらいいと思っております。よろしくお願いします。

◎事務局 ありがとうございます。

続きまして、山下委員、お願いします。

◎山下委員 山下佳穂と申します。小学生の息子の子育てをしながら会社勤めをしております。私はもう20年以上小金井市に住んでおりますが、特に市政に興味を持ったことは全くなかったのですが、たまたま昨年の秋に市報で市民懇談会参加者募集というのを見て、興味を引かれました。何となく参加したところ、新しい発見がいろいろとありとても面白かったのです。もう少し自分の住むまちについて考えたいと思い、今回応募いたしました。どうぞよろしくお願いいたします。

◎事務局 ありがとうございます。

続きまして、山田委員、お願いします。

◎山田委員 山田由加里です。私も小金井市に住んで6、7年になりますが、小金井市については全く詳しくないため、本会議などを通して小金井市のことを知りたいと思います。よろしくお願いします。

◎事務局 ありがとうございます。

では、小早川委員、お願いします。

◎小早川委員 小早川と申します。私は小金井市民ではないですが、小金井市の社会福祉協議会という福祉の団体に所属しております。主な事業としましては、災害の際にボランティアセンターを立ち上げることを市と協定で結んでいることや、地域作りなどを主に行っている団体になります。福祉の観点で、私のほうで何か皆さんのお力添えになることがあればと思い、今回参加させていただきました。どうぞよろしくお願いいたします。

◎事務局 ありがとうございます。

それでは続いて、田中委員、お願いします。

◎田中委員 田中肇です。NPO法人の市民の図書館・公民館こがねいから来ました。私も小金井市民ではないですが、図書館では様々イベントを通して、人と人、人と本をつなぐ仕組み作りを行っておりますので、そういったものをここで活かしていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

◎事務局 ありがとうございます。

続きまして、金尾委員、お願いします。

◎金尾委員 金尾悠香と申します。ふだんは大学の法学部で教員をしております。御縁があって、本会議に参加させていただくようになりました。名簿にありますとおり、ついに最後の3期目、5年目に突入ということでもあります。委員の皆様、どの期もいろいろな御意見を拝聴し

ながら、自分も市政について考え、少しは貢献できたかと思いました。委員の入れ替わり、事務局の入れ替わり、会議体としてはたすきが繋がれていくことを改めて思っている次第です。どうぞよろしくお願いいたします。

◎事務局 ありがとうございます。

では、繁田委員、お願いします。

◎繁田委員 東京学芸大学の繁田と申します。私も市長と同じ関西出身でございます。兵庫県です。行政といえば兵庫県知事がいろいろとテレビで見かけると思いますが、甥が県内に住んでおり、大学院に通っていますが、授業料が無償化になったと言っております。そのため、マスコミで言われるのと実際は印象が違うので、行政がやっていることが実際に直接市民に反映される時代になってきております。

若者MIRAIトークで安島さんが実際起業するという話を聞いて、嬉しいと思っております。私も学芸大学に来て46年。西の吉野桜、東の小金井桜、小金井市は桜が有名なのです。

私も2期目でございます。前期は若者MIRAIトークでいろいろな議論があり、学生中心の若者が面白いことを考えていると思いました。今期では学生も参加されているということで、アイデアを出してやっていきましょう。私たちも微力ながらお手伝いできればと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

◎事務局 ありがとうございます。

続きまして、梅原委員、お願いします。

◎梅原委員 この4月から、この小金井市役所で企画財政部長をしております梅原と申します。よろしくお願いいたします。

この市民参加推進会議は今回で第10期になりますけれども、私は、7期と8期の途中まで、事務局として皆さんのお手伝いをさせていただいております。その中で委員さんからたくさん意見をいただきまして、本当に多くの気づきがあったと感じております。今回はまた委員という立場で出席させていただきますが、市の職員としての立場から、何か皆さんにお伝えできればと思っております。よろしくお願いいたします。

◎事務局 ありがとうございます。

続いて、鈴木委員、お願いします。

◎鈴木委員 最後になりますが、私もこの4月で総務部長に就きました鈴木でございます。よろしくお願いいたします。

直近5年間、教育委員会にいました。その前も総務や人事関係のところに長くいました。市民参加には、今まであまり御縁がなかったものですから、今回、皆さんと一緒に勉強させていただきます。ここでいろいろな御意見や知識を積み、総務の仕事の中で活かしていければと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

◎事務局 皆さん、どうもありがとうございました。

佐藤委員のほうで、本日欠席という御連絡をいただきましたので、また次回御挨拶いただ

ればと思っております。

以上で委員の方の自己紹介を終了とさせていただきます。

それでは、ここで市長は所用のため退席させていただきます。

◎白井市長 それではよろしく申し上げます。失礼します。

(市長退席)

◎事務局 続きまして、次第２、正副委員長の互選についてでございます。

この会の委員長、副委員長は、委員の皆様の互選によって決めていただくこととなっております。

まず委員長につきまして、どなたか御意見はございますか。

◎橋田委員 推薦がいいと思います。

◎事務局 推薦という御意見がございましたが、どなたか御推薦はございますか。

◎橋田委員 前期でも委員長を務められ、意見の取りまとめにたけていられる、繁田委員にお受けいただけないでしょうか。

◎事務局 繁田委員の推薦がございました。皆さんいかがでしょうか。御意見はよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

◎事務局 ありがとうございます。それでは委員長につきましては、繁田委員にお願いさせていただければと思います。

これ以後の進行につきましては、委員長にお願いしたいと存じます。

では、繁田委員長、恐れ入りますが、委員長席のほうに御移動いただきまして、就任の御挨拶も含めてお願いできればと思います。よろしくお願いいたします。

◎繁田委員長 これからの進行につきましては私のほうで行いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、次に副委員長を決める必要があります。副委員長は、今後この会議からの提言をまとめていく、文章を作るお仕事がございます。私といたしましては、前期提言を取りまとめたいただいた金尾委員にお願いしたいと思いますが、皆さん、御意見はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

◎繁田委員長 それでは、副委員長は金尾委員にお願いしたいと思います。

それでは、金尾委員、恐れ入りますが、副委員長席に御着席の上、就任の御挨拶を一言お願いいたします。

◎金尾副委員長 改めましてどうぞよろしくお願いいたします。

◎繁田委員長 よろしく申し上げます。

◎繁田委員長 それでは早速ですが、次第３、市民参加条例の概要についてです。事務局から説明をお願いします。

◎事務局 ここから説明になりますので、少し長くなりますが、お付き合いいただければと思います。

まず初めに、先ほどからお話に出ている市民参加についてです。こちらの市民参加というのは、一言で言いますと、市が政策を進めるに当たり、市民の皆さんに参加いただいて御意見を活かしていこうという趣旨のものでございます。それを制度として定めたものが市民参加条例ということになります。

また、本日お配りしております、こちらの冊子を御覧いただければと思います。まず初めに、この冊子の２３ページをお開きください。こちらの第２０条とあるところに、本会議である市民参加推進会議の役割が記載しております。この条例がきちんと運用されているかを確認いただくこと、市民参加を進めるための御意見を提言として出していただくことが皆様の役割となっております。

それでは、こちらの条例の概要につきまして説明させていただきます。お配りしております資料２を御覧ください。資料２、小金井市市民参加条例概要と書かれている資料になります。

この条例の構成についてですけれども、条例は前文と本文３１条、また付則が４項までございます。章立てがされておりまして、第１章の総則が第１条から第５条、第２章につきましては第６条、第７条、第３章が第８条から第１３条まで、それから第４章が第１４条、第５章が第１５条、第６章につきましては第１６条から第２３条で市民投票の制度が記載されておりまして、こちらにつきましては、平成２１年度に一部改正がされているところでございます。続きまして、第７章から第８章までにつきましては、章が１条ずつになってございます。第９章の市民参加推進会議の規定が第２６条から第３０条まで、第１０章の委任規定の第３１条という構成になってございます。

また、市民参加条例施行規則では、この条例の手続など、細部について施行規則で規定しております。こちらの資料２の表の右端のところに、施行規則条項というふうに記載がされておりますが、そちらが条例と施行規則の関係について示したものでございますので、お時間があるときに御確認いただければと思います。

それでは、先ほどの青い冊子の市民参加条例の手引に沿って詳しく御説明したいと思います。まず、手引の中に挟み込まれている資料です。先ほど説明した第６条の市民投票については、平成２１年９月１日に一部改正されておりますので、この部分について、別紙という形で差し込みをさせていただいております。よろしくお願いいたします。

最初のところ、１ページの前文からです。１ページの前文につきましては、こちらの条例の趣旨について規定されております。

おめくりいただきまして、３ページを御覧ください。３ページ、第１条となります。こちらはこの条例の目的を定めておりまして、多様な市民の意思を市政に活かし、市民本意の市政運

営を円滑に進めるため、市民の市政への参加及び協働について定めているというものでございます。こちらの協働につきましては、市民協働推進委員会という別の附属機関がございますので、本推進会議では市民参加の部分が主要なテーマとなっております。

1 ページおめくりいただきまして、4 ページ、第2条になります。第2条第1号から第4号まで、こちらに言葉の定義が載っております。特に第3号の附属機関等というところを見ていただきたいと思います。こちらの規定ですと、地方自治法第138条の4第3項の規定によりまして、法律もしくは条例の定めるところにより設置される附属機関又は市長の定める他の審査、諮問、調査等のために設置する機関としております。本市民参加推進会議は条例に基づく設置ですので、附属機関に今回も該当いたします。

資料5につきましては、附属機関の一覧が記載されております。その中の根拠条例という欄がありますが、ここに法律と条例、それ以外の要綱や要領によって設置されている会議体が示されております。そのため、ここでは本会議では附属機関等ということで、「等」に当たる部分の会議も含めて対象となっておりますので、一般的な附属機関の部分は広く対象と定められていると御理解いただければと思います。

また手引のほうに戻りまして、6 ページを御覧ください。第3条です。基本理念が書かれております。

その後の7 ページと8 ページの第4条、第5条で、市の責務、市民の責務という規定がございます。

9 ページ、10 ページは第2章の関係でございますが、当然のことながら市民参加には市政情報の公開が大事ということで、こちらの第6条で、市の会議は原則として公開するということが定められています。それから第7条では、会議録についても公開するという規定がございます。

続いて11 ページ、第3章、附属機関等についての規定が、こちら第8条から第13条まで記載されております。ページとしては、特に12 ページのところですが、第9条を御覧いただきたいと思いますが、こちらは第1項で附属機関等には原則として公募による委員を置かなければならないという規定がございます。第3項で、公募委員の比率は原則として30%以上とする。あるいは第4項で、委員の構成は男女それぞれ偏りがないように配慮しなければならないという規定になっております。当委員会もこういったことに配慮しながら、委員の構成をさせていただいているところでございます。

続いて、13 ページを御覧ください。第10条、その次の14 ページ、第11条は、委員の選任についての規定でございます。

次に15 ページ、第12条を御覧ください。なるべく多くの方に附属機関等の委員になっていただくために、附属機関等の兼任についての条文が書かれております。第1項では、附属機関等の委員は、2 つまでは兼任ができることとなっております。ただし時限的な、臨時的なものについては、さらにもう一つ兼ねることができます。委員の任期につきましては、長くても原

則として3期までということになっております。ただし、中には専門的な分野の委員さんもいますので、その場合については3期を超えても委員になれるという規定がここに記載しております。

また、16ページ、第13条は、附属機関等からの答申があったときにはその答申を当然ですが、尊重するということが規定されております。

隣の17ページ、第14条、18ページの第15条です。こちらは市民の提言制度ということで、パブリックコメントについての規定が記載されております。

その隣の19ページからですが、ここから先の第6章の市民投票につきましては、先ほど御説明した改正があった部分ですので、お手数ですが差し込まれているほうの資料を御覧いただければと思います。第6章、市民投票と書かれているものです。改正分になります。

こちらですけれども、第16条から始まるのですが、第16条から第23条まで、全8条の定めがございます。この制度につきましては、平成21年3月の第2回市議会臨時会において、議員提案により全会一致により可決され、条例が一部改正されたものでございます。第16条については、市民投票を行うことができることを規定しております。

2ページの第17条です。こちらは投票資格者の要件について規定がされています。

4ページです。第18条については、実際に市民投票を請求する場合の方法ですとか対象事項、適用除外事項、経費の取扱い及び市議会の協力等について規定がされています。

6ページ、第19条は、市民投票の期日について規定がされております。

7ページの第20条は、情報提供について、市民投票を実施する場合には市長は中立性を保持し、情報提供を行わなければならないという規定が書いてございます。

8ページの第21条です。市民投票を実施した場合、2年間は同一の事項、同一の趣旨について市民投票の請求ができないという請求の制限の規定がこちらに書かれてございます。

隣の9ページ、第22条です。こちらにつきましては、市長及び市議会は、市民投票の結果について尊重しなければならないということが書かれてございます。

10ページ、最後の第23条では、市民投票に関する手続等必要な事項の規則への委任規定を記載しているところでございます。

21ページ以降に第7章が入っておりますので、最新版と条の番号がずれていますが、本日は説明のため、古いほうの番号で説明させていただきたいと思っております。

21ページの第17条、22ページの第18条、23ページの第19条から25ページの第23条まで本推進会議の設置規定、役割、委員構成、任期についての定めがございます。

また、31ページを御覧ください。こちらから条例とその条例の施行規則について記載がありますが、一部改正を行っておりますので、内容は古いものとなっておりますので御了承ください。

42ページです。こちらが小金井市附属機関等の会議に関する傍聴要領ということで、傍聴に関する定めがこちらに書いてございます。附属機関等の会議はこちらの傍聴の定めに沿って、

基本運用されているところでございます。

45ページを御覧ください。先ほど御説明しましたが、公募委員を30%以上置くということについて、その選考についての基準を定めているものでございます。モデルの基準ですが、選考する場合はこちらの基準に従いまして、それぞれの担当課で選考基準を作って募集をしているところでございます。その詳しい説明が、その後のページから51ページまで書かれているところでございます。

もし、なにか御質問等がございましたら、事務局まで聞いていただければと思います。

◎繁田委員長 ありがとうございます。事務局から説明がありましたが、質問などありますでしょうか。

後ろに傍聴席がございますけど、前回も何人か傍聴された方がいらっしゃいました。

後日、質問等があれば、事務局のほうに確認いただければと思います。それでは、次に進みます。

◎繁田委員長 次第の4番です。推進会議の運営等について、この会議のルールを最初に決めます。事務局から説明をお願いします。

◎事務局 それでは推進会議の運営につきまして、2点御確認と1点お願いがございます。資料3、小金井市市民参加推進会議の運営等についてを御覧ください。

まず1点目、会議録の記録の仕方についてです。1、(1)の2行目を御覧ください。①全文記録、②発言者の発言内容ごとの要点記録、③会議内容の要点記録のどれにするか、本会議の中で決めていただきたいと思います。事務局といたしましては、前期と同様に全文記録で会議録を作成させていただきたいと考えております。

続きまして2点目です。資料4になります。こちらの意見・提案シートを御覧ください。こちらは、傍聴の方がいらっしゃる場合がございますので、傍聴の方に御意見をお聞きするための機会を作るということで運用しているものでございます。こちらにつきましても、この会議で設置するかどうか、その取扱いを協議いただければと思います。前期までの取扱いについては、こちらの意見提案シートを設置した上で、記名したものは氏名を含めて正式資料とします。無記名の場合は、参考資料として内容は委員の方から審議に取り上げたいと申出があった場合は審議を行う取扱いをしておりました。この取扱いについても御協議いただければと思います。

最後をお願い事項でございますが、資料3の1、(3)にありますとおり、発言する際は、会議録作成の都合上、お名前をおっしゃっていただいた上で発言をお願いできればと思います。

◎繁田委員長 会議録・意見提案シートについて、事務局から前期同様でどうかという御意見がありました。よろしいかと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

◎繁田委員長 それではそのように決定したいと思います。

◎繁田委員長 それでは、次第５に移りたいと思います。（１）市民参加条例運用状況等についてです。事務局から説明をお願いします。

◎事務局 それでは、資料５、令和６年度市民参加条例対象附属機関等設置状況を御覧ください。こちらは、令和６年４月１日現在の附属機関等の状況をまとめたものです。先ほどご説明いたしました市民参加条例の運用状況を確認するために報告するものでございます。

附属機関等は、休会中の会議体も含め、９２機関ございます。令和６年４月１日現在委員になっている方の総数が１,０２０人、そのうち男性が６５１人、女性が３６９人でございます。男性が６４％、女性が３６％となっております。なお、条例上は偏りがないようにとありますが、現状男性のほうが多くなっております。また公募委員については、条例上の決まりは、委員のうち３０％以上置くこととなっておりますが、専門的な会議など、公募委員をもともと置かない附属機関もありまして、それらを除いた附属機関を分母とした実績は２８％となっております。

なお、最新の状況につきましては、現在庁内に調査をかけておりまして、次回以降の推進会議でお示しできればと考えております。

続きまして、資料６、令和５年度市民参加状況を御覧ください。Ａ４の両面印刷されているものでございます。各計画の策定の際のパブリックコメントや市民アンケートの実施状況を一覧にしております。参考に御覧ください。

市ではこれまで附属機関等への市民参加を促進するため、公募による市民参加の手法を整備するとともに、無作為抽出の活用など、市民の市政への参加機会を拡充してまいりました。公募の審議会委員の無作為抽出につきましては、実施した審議会が増えてまいりました。多様な市民参加に向けて少しずつ拡充できているのかと考えているところでございます。なお、この市民参加推進会議につきましても、無作為抽出を行っているところでございます。引き続き、参加及び議論のしやすい環境作りに努めてまいります。

◎繁田委員長 事務局の説明は終わりました。何か御意見、御質問はございますでしょうか。

◎田中委員 市民参加の場合、このような附属機関に参加されている方は参加しているということで、施設の利用者等は市民参加をしていないという理解ですか？

◎事務局 市民参加の定義ですが、様々な形で市民参加の方法はございます。概念的には市民参加というのはかなり広く考えられる場合もあるので、市政に関するボランティアも市民参加の一部でもあります。政策、会議体に参加することだけが市民参加ではありません。我々としては、行政と一緒にやれるところを市民の方と御意見を交わし、この会議の中で探っていきたいと考えてございます。

◎田中委員 ありがとうございます。

◎繁田委員長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

それでは続けて、次第５の（２）についてです。事務局、説明をお願いします。

◎事務局 それでは前期、第９期の議論の結果等を説明していきます。資料７が前期の推進会

議からいただいた提言になってございます。資料8が提言に対する市長からの回答となつてございます。

概要について簡単に説明いたします。資料7の3ページ、4番のところを御覧ください。第9期では、若者等サイレント層の継続的な市民参加について検討いただきました。若者討議会につきましてはカジュアルな印象形成のため、若者M I R A I トークと呼んでおりますが、そちらを全3回実施してまいりました。実施概要は資料のとおりでございますが、参加者に対し事前と事後のアンケートを実施し、検証を行いました。

その結果、これまで市政にあまり興味、関心がなかった方でも、市政や身近なまちについて考え、他者と議論する機会に参加し、参加者の意識に変化が生まれ、行動変容につながったことが分かりました。それを踏まえ、市が積極的に情報の透明化を図り、分かりやすい情報発信に努めるといった情報発信・広報の精査、サイレント層へのアプローチや継続的に市民参加の推奨、当事者意識の醸成など、市民参加の裾野の拡大について提言をいただいたところでございます。

提言のあった項目につきましては、資料8の市長意見のとおり、引き続き研究、検討に努めてまいります。

◎繁田委員長 事務局の説明は終わりました。何か御意見、御質問はございますか。

◎繁田委員長 続きまして、次第6、今期（第10期）の検討についてということで、事務局から説明をお願いします。

◎事務局 今期、10期の方がどのようなことを検討いただくかを考えなければいけない中で、テーマの方向性につきましては、委員長、副委員長に御一任いただきまして、次回の推進会議で委員の皆様の御意見等をいただいて決定してまいりたいと考えております。

資料9の今期（第10期）の検討に向けてという資料を御覧ください。先ほど市民参加については田中委員からも御質問がありましたが、改めて御説明させていただきたいと思います。

1番の市民参加のかたちでございます。市民と行政の関わりにはいろいろな形がございます。我々が議論しようとしている市民参加はどのようなものかを整理したのが、この図となっております。この審議会で検討いただく市民参加とは、一番右のこの点線の囲みがある部分になります。行政が行う事業に、市民の方に御協力いただくような形の参加の市民参加について御検討いただくということになります。

続きまして、イの市民参加の手段を御覧いただければと思います。イでは、その中でどのようなものがあるのかを列記しております。例えば、市民説明会、パブリックコメント、審議会などが挙げられます。行政では、基本的におおむね実施しておりますが、幅広い市民が参加できる仕組み作りが必要だと考えております。今後の市民参加を考えた際に、今あるもので十分であるか、違う形のものを取り入れるか、新しい形の市民参加を模索すべきなのではないかと考えております。

裏面につきましては、これまでの市民参加推進会議の提言と、その内容を一覧にしたものでございます。なお、本日は前期の第9期のみを配付しておりますが、他の提言につきましては市ホームページでも掲載しております。

議題の冒頭にも御説明いたしましたが、次回の推進会議でその方向性を決定したいと思っております。5月15日の木曜日までに、事務局宛てに御意見等をメールでいただければと思っております。

◎繁田委員長 ありがとうございます。事務局から今期の検討について御提案がございました。これについて御意見はございますか。

◎安島委員 市民参加の手段として、幾つか挙げていらっしゃると思いますが、これまで事務局として活動されてきた中で、どの施策が一番有効であったか、この辺りをもう少し強化しなければいけないとかの意見が聞きたいです。

◎事務局 このような会議に参加していただき、興味を持っていただく直接的な参加の方もいらっしゃるし、アンケート等で御意見を言うていただく方もいますので、様々な形で、意見を出す場所や機会をたくさん作っていくことが大事であると考えております。

様々なツールがあり、SNSでも行政の情報を発信していますが、やはり意見を聞く機会はまだまだ少ないと思っております。いわゆるサイレント層と言われるような方、我々に声が届いていないような市民の方がほとんどかと思うので、この場で皆さんから意見をいただきながら考えていきたいと思っております。

市民参加という言葉が難しく聞こえてしまうかもしれないですけども、みんなでいいまちを作っていくにはどうしたらいいかという視点で御意見をいただければと思っておりますので、よろしくお願いします。

◎安島委員 ありがとうございます。つまり、その政策の手段について効果の評価はしていないということですね。

◎事務局 そうですね。先ほどみたいに、委員が何人参加し、女性が何%というようなところは可能ですが、分析は難しいところです。

◎安島委員 分かりました。ありがとうございます。

◎繁田委員長 他はよろしいでしょうか。

◎梅原委員 事務局に進め方を教えていただきたいのですが、5月15日までに事務局宛てにメールとのことでしたが、その前に事務局から案がありそれに対して答える形なのか、特にそのようなものはなく、現時点で何かやってみたいものをメールするのか、どちらになりますか？

◎事務局 まずは、御自由に意見を出し合うことを考えております。委員長、副委員長の方で検討しまして、次回の委員会に御提案させていただくという形を考えております。

◎繁田委員長 それでは御意見がある方は、5月15日までにメールにて事務局宛にお伝えいただければと思います。それらの意見を基に私と副委員長で次回の推進会議までにテーマの方向性をお示ししたいと思います。本日のところはそのように進めさせていただきます。

◎繁田委員長 それでは、本日最後の議題ですが、次回推進会議の開催日について、事務局、お願いします。

◎事務局 次回ですが、7月頃を検討しております。また改めてメールにて調整させていただければと思います。

◎繁田委員長 それでは、また別途事務局から調整があるということですので、皆さんよろしくをお願いいたします。

そのほか何かある方はいらっしゃいますか。

それではこれもちまして、第72回市民参加推進会議を終わります。

(午後6時56分閉会)